平成２２年（フ）第１２２９３号
東京都葛飾区青戸１丁目２－２－102
債務者　氏家　孝男
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２９４号
東京都中野区中央５丁目42－11－102
債務者　新藤　路彦
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３００号
東京都大田区多摩川２丁目16－５－301
債務者　津村　直人
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０２号
東京都世田谷区弦巻５丁目３－１－303
債務者　向田　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３０４号
神奈川県川崎市川崎区浅田１丁目６－１－711
債務者　永田絵里佳（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１３号
東京都足立区綾瀬５丁目19－２－Ｂ－105
債務者　藤田　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１８号
東京都江戸川区西葛西６丁目12－６－802
債務者　宮坂　明宏
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３１９号
神奈川県横須賀市森崎２丁目２－20－201
債務者　鈴木亜衣子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３２３号
東京都小平市学園東町３丁目２－18－101
債務者　峰　　逸子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３２６号
東京都北区桐ケ丘１丁目６－３－402
債務者　角田　英之
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３３０号
東京都渋谷区代々木１丁目40－11－202
債務者　矢野　伸子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３３３号
千葉県柏市大井814－11
債務者　佐久間真貴子（旧姓弥永）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３３４号
東京都世田谷区野沢２丁目23－６
債務者　酒井　　健
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３３５号
東京都品川区旗の台１丁目１－１－303
債務者　竹内　孝寿
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３３６号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地５－２号棟住宅101
債務者　北村　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部